

1 部 総 論



第1章 サステナブルとくしまの実現に向けた取組み

第1節 環境保全施策の総合的・計画的推進

1 徳島県環境基本条例

(1) 概略

都市・生活型環境問題、化学物質問題、地球環境問題など、今日の複雑で多様化した環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動がもたらすものであり、私たちの日常生活や通常の事業活動が原因となっています。

このため、従来からの法令等による規制や行政主導型の施策では、十分に対応することが困難となっており、その解決には、社会経済活動全体を環境への負荷が少ないものに転換していくという視点に立ち、問題の性質に応じて、多様な手法を組み合わせ、総合的に進めていくことが必要となっています。

また、行政のみでなく、事業者や県民の皆様など、すべての者が、それぞれの役割に応じて、自らの日常生活や通常の事業活動を見直し、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に取り組むことが求められています。

国では、こうしたことに対処するため、地球環境時代の環境施策の新しい基本理念や政策手法を示した環境基本法が制定され、また、これを受けた環境基本計画が策定されています。

一方、本県でも、すべての者の主体的な参画を図り、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的方向付けをする徳島県環境基本条例を平成11年3月に制定しました。

この条例は、環境保全について、①基本理念、②県、市町村、事業者、県民の責務、③施策の基本となる事項を定めたものであり、

- (1) 人と自然との共生
- (2) 持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 地球環境保全に向けた地域の取組

の3つを基本理念として掲げています。

また、これらの基本理念にのっとり、県は基本的・総合的な環境施策の策定・実施、市町村は自然的社会的条件に応じた環境施策の策定・実施、事業者や県民は事業活動や日常生活において環境の保全に努めることなどを定めています。

さらに、こうした基本的な考え方の下で、従来から行ってきた規制的手法に加え、環境保全や創造に関する多様な施策を条例に位置付け、積極的に推進することとしています。

(2) 環境基本条例の体系

環境基本条例は、

- 1 条例の目的
- 2 健全で恵み豊かな環境の保全及び創造のための基本理念
- 3 行政・事業者・県民の各主体の責務

を明らかにするとともに、

- 4 環境の保全・創造施策を総合的・計画的に推進するための環境基本計画
- 5 環境の保全・創造のための主要な施策
- 6 地球環境保全・国際協力の推進
- 7 施策の推進体制の整備など

について定めています。

なお、本環境白書は徳島県環境基本条例第8条に規定されており、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした報告書を作成し、公表することとしています。

前文（人と自然が共生する住みやすい徳島づくり）

第1章 総則

第1条 目的（現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することなど）

第2条 定義

第3条 基本理念

- (1)人と自然との共生
- (2)持続的発展が可能な社会の構築
- (3)地球環境保全に向けた地域の取組

県の責務

第4条

市町村の責務

第5条

事業者の責務

第6条

県民の責務

第7条

年次報告

第8条 環境の状況等の公表

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針（基本指針）

第9条 施策の策定等に係る指針

- (1)良好な環境の保持
- (2)生物多様性確保・多様な自然環境の保全
- (3)潤いと安らぎのある環境の保全・創造等

第2節 環境基本計画

第10条 環境基本計画

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

第11条 施策の策定等に当たっての配慮

第13条 規制等の措置

第15条 施設の整備等の推進

第17条 森林及び緑地の保全等

第19条 資源の循環的な利用等の促進等

第21条 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等

第23条 情報の提供

第25条 監視等の体制の整備

第12条 環境影響評価の推進

第14条 誘導の措置

第16条 水環境の保全等

第18条 良好な景観の形成等

第20条 事業社が行う環境管理の促進等

第22条 県民等の自発的な活動の促進等

第24条 調査及び研究開発の実施等

第26条 県民等の意見の反映

第4節 地球環境の保全及び国際協力

第27条 地球環境の保全

第28条 国際協力

第5節 推進体制等の整備等

第29条 推進体制等の整備

第31条 財政上の措置

第30条 国及び他の地方公共団体との協力

2 徳島県環境基本計画

徳島県環境基本計画は、環境をとりまく情勢等の変化を受け、これまでに平成25(2013)年度、及び平成30(2018)年度の2度に渡る見直しを行いました。前回の改定から5年が経過し、国内外の情勢変化を的確に捉えるとともに、県民主役の持続可能な社会の構築に向けて「第4次徳島県環境基本計画」を改定しました。

(1) 第4次計画の概要

計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間としています。5年間の取組の基本コンセプトとして、「県民が主役となって進める持続可能な社会の構築」を掲げ、県民一人ひとりが環境への意識を高く持ち、自分のこととして取組を進めることで、豊かな県民生活と経済の持続的な成長を実現できる社会を目指します。



（２）第３次計画の概要

計画期間は、令和元（2019）年度から令和５（2023）年度までの５年間としています。５年間の取組の基本コンセプトとして、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を取り入れた「脱炭素社会を徳島から実現！」を掲げ、

- １．気候変動に適応した持続可能な社会づくり
- ２．環境に配慮したエシカルなくらしづくり
- ３．自然・水素エネルギーを活用した脱炭素型のまちづくり
- ４．生物多様性が保全・継承されたふるさとづくり

の４つの重点を設定し、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会を目指します。

また、「１ 気候変動適応とくしま」をはじめ、６つの柱を設定し、３９の重点取組をはじめとした取組を展開していくものであります。

なお、本白書は令和５年度の実績となることから、第３次計画の章構成による記載となります。

<取組展開の体系>

６つの柱	２０の分野
１ 気候変動適応とくしま	(１) 気候変動に適応した防災・減災力の向上 (２) 気候変動に適応した農林水産業の振興 (３) 気候変動に適応した産業経済活動及び県民生活の安定
２ エシカルで環境対策	(１) 環境に配慮したエシカル消費の推進 (２) 環境教育・環境学習の充実 (３) 環境に配慮した持続可能な事業活動の推進
３ 地域に根ざす 自然・水素エネルギー	(１) 新次元の温室効果ガス削減 (２) 自然・水素エネルギー導入の推進 (３) 自然・水素エネルギー関連産業の創出と振興
４ 好循環社会とくしま	(１) 水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全 (２) 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止 (３) 資源の循環利用 (４) 平時と災害時に対応した廃棄物処理対策
５ 癒しの郷とくしま	(１) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造 (２) 癒しの郷とくしまの創造 (３) 生物多様性とくしまの創造
６ みんなでつくる環境首都	(１) 県民による自主的な環境保全行動の促進 (２) 広域的な環境保全対策 (３) 開発における環境配慮の実施 (４) 環境保全に関する調査研究及び情報発信の充実